



しかないと判断いたしました。

したがつて、阿蘇町区長会からい

ただいた要望の趣旨である財政効率化に対しましてのご意見は、議会と

して又は協議会として真摯に受け止め、これから先の合併論議に生かさ

れるよう最大限の努力をお願いいた

したい。また、区長会の皆さんにも

そのようなことでご理解いただいた

ところです。

いずれによせ、この合併は大変大事な問題であるので、早急に合併が成就しますことを私も願つております、区長会もそのことを願つておられます。

この要望書については以上で報告を終わらせていただきます。あとは、

速やかに本来の協議に移つていただき

ますように、議長のほうに取り計らいをよろしくお願ひいたします。」

ということが報告され、この件については再協議を行わないということ

で承認されました。

## 第十四回協議会以降の協議において確認された事項

### 協議第三十九号 防災関係事業の取扱いについて

(1)防災会議、災害対策本部について

は、合併時に新たに設置するものとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

(2)防災無線については、新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討する。

(3)交通安全協会については現行どおりとし、交通安全対策協議会と交通安全推進協議会は合併時に統合する。

(4)交通安全指導員の定数は現行どおりとし、任期は二年とする。その他

の制度については、合併前に調整する。

(5)交通災害見舞金については、合併前に熊本県交通災害共済組合から脱退し、合併後に再加入する。交通災害共済制度については、新市において取り組む。

(6)交通安全教室については現行どおりとする。

### 協議第四十四号 環境対策事業の取り扱いについて

#### (1)阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。

(2)自然環境や景観を守るための統一ルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定する。

### 協議第四十五号 農林水産関係事業の取扱いについて

(1)農道・林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道・林道台帳は合併までに作成するよう調整する。

(2)農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において調整する。

(3)農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整する。農業振興地域整備協議会は、新市において新たに設置する。

(4)林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新市において新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。緑の少年団育成事業については新市において統合し、引き続き実施する。

(5)中山間地域等直接支払制度は、新市において引き続き実施するものとし、基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成する。

地域農業マスター・プランは、新市において調整し、速やかに新市のマスター・プランを作成するものとする。

他の各種計画書も同様とする。

(6)生産調整対策（転作）事業については、国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。生産調整基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整や生

産調整単独助成事業については、新市において調整する。

(6)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。

(7)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。

(8)国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(9)火入れ許可については、新市において新たに条例を制定する。

(10)工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。

(11)融資制度については、新市におい

### 協議第四十六号 商工観光関係事業の取扱いについて

#### (1)工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。た

だし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。